

社会福祉法人由布市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人由布市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第24条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員については、報酬別表第1のとおり報酬を支給する。

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(旅費)

第4条 役員等が公務のため旅行した時は、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費は、職員等旅費規程の例により支給する。

(役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 賞与については、別表第3に定める額

(3) 退職手当については、別表第4に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第9条の規定に準ずる額

(5) 監事による監査実施に係る報酬については、別表第5に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第3条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1 非常勤役員の報酬

- ・非常勤会長の報酬は、月額30,000円
- ・理事会及び評議員会に出席の会長を除く役員には、報酬として1日につき、10,000円を支給

別表第2 常勤役員の報酬

- ・会長 月額 250,000円
- ・副会長 月額 230,000円
- ・常務理事 月額 220,000円

別表第3 常勤役員の賞与

- 6月の賞与 報酬月額×1.8か月分
- 12月の賞与 報酬月額×2.1か月分

別表第4 常勤役員の退職手当の算定式

最終報酬月額×在任年

別表第5 監事による監査実施に係る報酬

1回につき10,000円を支給する。